

平成31年 第3回 三朝町教育委員会 定例会 議事録

開 会 日	平成31年3月25日（月曜日）
開 催 場 所	三朝町役場 第4会議室
出 席 者	西田寛司教育長 芦田準子委員、中前雄一郎委員、大丸満壽委員、塩谷俊樹委員
欠 席 者	なし
説明等の出席者	藤井教育総務課長、佐々木社会教育課長、馬野社会教育課参事、平井指導主事、 角田教育総務課長補佐
報 告 事 項	三朝町高校生等通学補助金交付要綱の一部改正について 三朝町中学校生徒派遣費等補助金交付要綱の一部改正について 三朝町立小学校児童派遣費等補助金交付要綱の一部改正について 三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の設定 平成31年度準要保護児童生徒の認定について 1学期春のふれあい運動について 新入学児童に対する交通安全啓発品の贈呈について
議 事	議案第8号 平成31年度小中学校職員等の配置について【同意】 議案第9号 三朝町教育委員会事務局職員の人事（出向）について【同意】 議案第10号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について【同意】 議案第11号 三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について【承認】 議案第12号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程 の一部改正について【承認】 議案第13号 三朝町教育委員会公印規則の一部改正について【承認】 議案第14号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について【承認】 議案第15号 平成31年度小中学校医等の委嘱について【同意】 議案第16号 平成31年度三朝町心の教室相談員の任命について【同意】
協 議 事 項 そ の 他	みささっ子教育ビジョンの策定について

会 議 の 内 容

- 1 開 会
教育長 午後1時30分
平成31年第3回定例会を開会します。
- 2 前回議事録
の承認 前回の議事録の承認ですが、塩谷委員、芦田委員に確認いただき承認されました。
- 3 議事録署名委員
の指名 本日の議事録署名委員は芦田委員、中前委員を指名いたします。
- 4 報告事項
教育長 卒業式から閉校式、教育委員の皆様には大変寒い中、それぞれ出席してい

いただき、無事に終了することができました、本当にありがとうございました。

今度は4月8日から開校式、入学式と、また皆様にはそれぞれ出席していただくこととなります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、6時半からブランチールみささで、退職、異動される先生方の幹部の方たちの送別会をすることにしておりますので、こちらの方にもよろしくお願ひしたいと思ひます。

先週土曜日の小学校廊下の塗装作業が身体にこたえたようで、日曜日から風邪をひき、このような声になってしまい、お聞き苦しいことがあろうかと思ひますが、よろしくお願ひします。

続いて事務局から報告事項をお願ひします。

事務局

先回の3月18日の第2回臨時会の記載が抜けておりますので、追記させていただきます。

(資料に基づき一括報告)

- (1) 三朝町高校生等通学補助金交付要綱の一部改正について
- (2) 三朝町中学校生徒派遣費等補助金交付要綱の一部改正について
- (3) 三朝町立小学校児童派遣費等補助金交付要綱の一部改正について
- (4) 三朝町遠距離通学児童及び生徒に係る通学費補助金交付要綱の設定

ここで、一旦、区切らせていただいて、次の報告は準要保護児童生徒の認定ということで、個人情報が含まれますので非公開とさせていただきますので、ここまででご質問がありましたらお願ひします。

各教育委員
教育長

(意見等なし)

特にはよろしいでしょうか。それでは非公開で平成31年度準要保護児童生徒の認定について報告をお願ひします。

事務局

(5) 平成31年度準要保護児童生徒の認定について

資料14頁をご覧ください。こちらについて、本委員会の承認を求めるとしてありますが、本認定につきましては、教育長に委任することができない事項として定めがありませんので、報告事項とさせていただきます。

【非公開で協議】

事務局
教育長

(資料により説明) 個人情報であり詳細は非公表

よろしいでしょうか。

各教育委員
教育長

(意見等なし)

特にご意見が無いようですので、そうしますと、平成31年度準要保護児童生徒と認定いたします。

(資料に基づき一括報告)

教育長
事務局
教育長

(6) 1学期春のふれあい運動について

(7) 新入学児童に対する交通安全啓発品の贈呈について

交通安全啓発品(下敷き)はいつ配布されますか。入学式ですか。

確認いたしますが、学校には既に届いております。

以上が教育総務課からの報告ですが、何かご質問等がありましたらお願ひします。

各教育委員
教育長
事務局
教育長
事務局

(意見等なし)

特にはよろしいでしょうか。そうしますと社会教育課お願ひします。

(資料に基づき報告)

続いて文化ホール、図書館お願ひします。

(資料に基づき報告)

口頭報告ですが、3月末に床のメンテナンスが完了しました。明るい雰囲気となりました。ただ、塗料の臭いにより職員が2名、体調を崩しましたが現在は回復しております。これに配慮しまして、来館者にマスクを提供するようなこともしております。業者からは後2～3日で落ち着くと報告をいただいています。

また、図書館車の事故につきましては、大変申し訳ありませんでした。現在、誠意を持って対応しているところです。

社会教育課、文化ホール、図書館の報告についてご質問等はいかがでしょう。

教育委員
事務局

青空体験塾ですが、三朝小学校の全校児童を対象となりましたか。

昨年度まで南小は独自に実施しておりましたが、小学校統合により一本化して進めております。

教育長
各教育委員
教育長

その他、いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは報告事項は以上で終わりといたしまして、5番目の議事に入りたいと思います。なお、議案第8号から第10号については、人事に関する案件ですので、非公開で進めさせていただきます。

5 議事
事務局
教育長

議案第8号 平成31年度小中学校職員等の配置について

(資料に基づき説明)【人事案件であり詳細は非公表】

本議案について何かご意見がありましたら、お伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

各教育委員
教育長

(意見等なし)

よろしいでしょうか。

特に意見無しということで、これで進めさせていただきます。

事務局
教育長

議案第9号 三朝町教育委員会事務局職員の人事(出向)について

(資料に基づき説明)【人事案件であり詳細は非公表】

この件については、本委員会の同意を求めるということですので、いかがでしょうか。

各教育委員
教育長

(意見等なし)

よろしいでしょうか。

特に意見無しということで、これで進めさせていただきます。

事務局

議案第10号 三朝町教育委員会事務局職員の任命について

(資料に基づき説明)【人事案件であり詳細は非公表】

本議案について同意をいただくということでよろしいでしょうか。

各教育委員
教育長

(意見等なし)

ありがとうございます。

それでは議案第11号から公開とさせていただきます。

教育長
事務局
教育長

議案第11号 三朝町教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

それでは事務局から提案をお願いします。

(資料に基づき説明)

今、説明いただきました。機構改革に伴い、廃止となったものは削除するということと再任用の規定について新たに設けたということです。

何かご質問なり、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。

各教育委員

(意見等なし)

よろしいでしょうか。ご意見がないようでしたら、採決を取りたいと思いますが、反対される委員さんはいらっしゃいますか。

各教育委員

各委員異議なし・・・(承認)

それでは本議案は承認いただいたということでお願ひします。
議案第 12 号 三朝町教育委員会事務局事務の専決及び代決に関する規程の一部改正について

事務局
教育長

(資料に基づき説明)

専決、代決については、文化ホールに関わるものが町長部局へ移管されましたので、専決事項が無くなったということと、もう一つは学校で事故等が発生したときに、給付事務を行っている学校健康センターの名称が既に日本スポーツ振興センターに変わっていましたが、改正をしておりませんでしたので、今回に併せて改正させていただくというものです。

教育委員

これについて、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

もう一つ統合準備室が廃止されたので、代決順位の室長が無くなったということですね。

事務局
教育長

はい。申し訳ありません。その説明を抜かしておりました。

今の意見は、代決の室長のところが削除されたということです。

他にはいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

そうしますと、ご承認いただけますでしょうか。

各教育委員

各委員異議なし・・・(承認)

教育長

ありがとうございます。

議案第 13 号 三朝町教育委員会公印規則の一部改正について

教育長

本議案について提案をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

教育委員

学校長印は横書きの公印はないのでしょうか。

事務局

学校の校長印としましては、縦書きのみの印としております。

教育長

今のご意見は、文書が横書きであれば横書き用の公印は作成されないのですかということですね。

教育委員

見たことはありませんね。

教育委員

町長印、教育委員会、教育長はありますね。

教育長

教育長印はこのたび、教育委員会印に合わせる意味で、象牙だったものをツゲの木に変えています。ちなみに町長印は水牛です。

教育委員

特に拘ることではありませんが、町長、教育長に横書き印があるものから。

教育長

必要があれば作成するという事にさせていただきます。

教育委員

幾らぐらいするものですか。

事務局

今回、作成したものすべてで、11～12 万円程度でした。

教育委員

電子決裁というものは、今後増えていく感じですか。

教育長

電子印というものを登録しておかないと、これから先の時代に対応できないということと、増えるかどうかという話ではなくて、準備しておくべきものという理解をしていただければと思います。

教育委員

分かりました。

その他はいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

そうしますと、本議案について、ご承認いただけますでしょうか。

各教育委員

各委員異議なし・・・(承認)

教育長

ありがとうございます。全会一致で採決されました。

議案第 14 号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

教育長

本議案について提案をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

教育長 補足しますと、教科用図書と言われるものが教科書でして、これに加えて学校毎に副教材というものがあります。さらに副読本や電子教材など多数あったものですから、用語を整理させていただくものです。

いわゆる教科書と教科書の仲間の中に副教材と言いますか、教科で補充するものもひっくるめた括りと、それ以外のものというような区別をして整理させていただいたということで、副読本等という用語が言い換えられたということです。

また、著作権法の改正で、それに関わる部分の用語の整理も併せて改正しているということでございます。

教育委員 本議案について、何かご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

教育委員 今回の三朝町の管理規則ということで、他市町村も同様に改正の動きになっているのでしょうか。

教育長 既に改正されている市町もあるかと思いますが、本町は用語の整理をしておりませんでしたので、今回で改正ということです。なお、著作権についてはどの市町も改正しないといけない話だと思います。本町の場合はそれに加えて、電子教科書も含めての用語の整理をさせていただくものです。

教育委員 分かりました。

教育委員 教材の届出とあって、第 10 条 2 項には、教育上有益適切であるものは、これを使用することができることとあり、第 11 条には教材の届出とありますが、適切かどうかを判断するのは誰ですか。

教育長 これは学校です。学校で副教材を決めて教育委員会に報告があります。

教育委員 教育委員会がそれを受けるといいますか。

教育長 はい。実務としては受けるだけです。

教育委員 心配するのは、例えば極端な思考を持った教員が、教育指導要領と逸脱したような教材を学校ぐるみで使用するようになった時に、誰も指摘できないということにはなりませんか。

教育長 学校長としての届出ですから、学校で定められる教科書ということです。

教育委員 それが例えば教育指導要領と逸脱している場合などが県外では発生しているみたいですが。

事務局 補足説明をいたします。実態として体育は教科書がありませんので、体育については副読本が準教科書という扱いで、各学校長が採用しています。ちなみに広島県にある出版社が発行している準教科書を購入しているケースが多くあります。鳥取県内は購入するなら、それを使用しましょうという動きを取っています。ただ、買う、買わないについては、最終的に学校長が判断されますし、購入も高学年のみの場合もあります。

教育長 先ほどの委員さんのご意見は、西田という教師が個人的な思いで、副読本を決めてしまったら、指摘することができないのかという意味合いですね。

ですが、学校長の判断により、学校として届出をするという手続きがありますから、ご意見のように学習指導要領に外れたような教材を使うということは起こり得ないのではないかと思います。そこは教育委員会として注視していくということになります。

その他はいかがでしょうか。

各教育委員 (意見等なし)

教育長 特にご意見は無いようですので、本議案についてご承認いただけますでしょうか。

各教育委員 各委員異議なし・・・(承認)

教育長 はい。それでは全会一致ということで承認いただきました。

続いて、議案第 15 号と第 16 号ですが、こちらも人事案件ということで、

- 非公開で進めさせていただきます。
- 事務局 議案第 15 号 平成 31 年度小中学校医等の委嘱について
 教育長 (資料に基づき説明)【人事案件であり詳細は非公表】
 任期については平成 31 年 4 月 1 日付からということで、まだ、元号が決まっておられませんので西暦で表記させていただきます。この委嘱について何かご意見がありますでしょうか。
- 各教育委員 (意見等なし)
 教育長 よろしいでしょうか。
 それでは同意いただいたということで、この方々に学校医の委嘱をさせていただきます。
- 事務局 議案第 16 号 平成 31 年度三朝町心の教室相談員の任命について
 (資料に基づき説明)【人事案件であり詳細は非公表】
 本議案について何かご意見はございますか。
- 各教育委員 (意見等なし)
 教育長 よろしいでしょうか。
 特に意見無しということで、この方を任命するということで同意いただけますでしょうか。
- 各教育委員 各委員異議なし・・・(同意)
 教育長 はい。ありがとうございました。
 事務局 一つよろしいでしょうか。先ほどの議案第 10 号と議案第 15 号について、謝りがありましたので、訂正をお願いいたします。
 (訂正箇所を説明)【人事案件であり詳細は非公表】
 教育長 以上で議事を終了し、続いて協議事項に移らせていただきます。
- 6 協議事項
 教育長 みささっ子教育ビジョンの策定について
 事務局 それでは、教育総務課より説明をお願いします。
 先週月曜日の臨時会でご協議いただき、基本目標 5 の表題を修正した後、パブリックコメントを実施いたしました。結果として、ご意見は寄せられませんでしたので、ご報告いたします。
 これにより、臨時会でご審議いただき修正した内容で、「みささっ子教育ビジョン」として、成案とさせていただきますのでございます。
- 教育長 皆さんから何かご意見はございますか。
 各教育委員 (意見等なし)
 教育長 事務局からの説明どおり、成案として策定するということでよろしいでしょうか。
- 各教育委員 各委員異議なし・・・(承認)
 教育長 はい。ありがとうございました。それでは事務局、よろしくをお願いします。
 協議事項はその他ございますか。
 事務局 事務局からはございません。
- 7 その他
 教育長 その他で何かございますか。
 事務局 その他についても特にございません。
 教育長 教育委員の皆さんから何かございますか。
 教育委員 機構改革で小学校統合準備室が廃止となりますが、新しい教育環境の整備や学童クラブの整備についての方針の出し方というか何かありますか。教育委員会としても働きかけていかなければならないと思います。
- 事務局 3 月定例議会の中でも、そういうお話がありまして、町長の答えとして教

- 育委員会事務局で検討を進めていきながら、時期を見定めながら、補正予算等で示していくということがございました。時期としては明言されませんが、具体的な内容を進めていくということでありました。
- 教育委員 長年にわたる小学校統合の経緯もありますし、急いで進めていかなければならないと思います。
- 事務局 平成 30 年度に近隣小学校施設の調査も実施しておりますので、それをベースに教育委員会事務局で施設の規模等を検討して、住民の皆さまにもその経過を説明しながら、スピード感を持って進めていかなければと考えております。
- 教育委員 まさしく、先ほど言われたように統合がゴールではなくスタートでありますので、統合後の課題も定期的に、こちらから発信していくことも重要だと思いますし、何かそういうきっかけを作った方が良いと思います。
- 教育長 一つは学校支援委員会という形で積極的に取り組むことも必要かと思えます。今は評価委員会ですが、世間ではコミュニティスクールという括りで呼ばれていますが、総合計画的なものを一緒になってやろうとすると評価と一体となった形が必要ですし、今、おっしゃられたように統合後に抱えた問題をどう外部へ発信し、みんなで協議、共有して議会の皆さんにも協力いただいて、前に進めていくということが新小学校でのエンジンと言いますか、それが一つ。
- 教育委員 教育総務課長が言ったのは、新校舎を想定した動きの話をしたのだと思います。ですが、現在、解決されていない問題をどう解決していくかが、軸になるのではないかなと思います。両軸をどうやって回していくかということが大切なところになってくると思います。
- 教育委員 新校舎の整備に絡んで学童クラブの整備も当然、出てきますし、今のまま 3 つに分かれての運営が新校舎が整備されたら、併せて学童クラブも整備して一つにするということもありだと思えますし、整備方針や今後の運営のあり方もデータを積み上げながら、外部に発信していかなければならないと思います。
- 教育委員 コミュニティスクールについては、今の三朝小学校としてどうしていくべきか、地域とどのように連携させていくのか、或いは中学校とどう連携していくのかということが大きな仕事になってくると思いますから、学校長の方針を認めながら、修正しながら目指していくことが大切だと思います。校舎については中学校との絡みも重要になってきますし、ここでしっかりと議論していかなければならないと思います。
- 教育委員 一番思うのは、4 月から新小学校が開校しますが、統合の準備期間が他市町と比べてものすごく短かったので、学校の中ですごく苦労されたと思います。勿論、事務局も教育委員も何かできることはないかと全力で向かったと思っていますが、やはり始まってみないと分からないことは、そこにたくさんあって、それを学校にきちんと聞くというか、学校へ足を運ぶということが、ここだけの議論ではなくて、じゃあ、学校現場はどうなのかということ、学校の声、教職員の声、保護者の声、そして子どもたちの声を一番大事にしてほしいなと思います。新小学校として始まってみて、いかに子どもたちが幸せに学校生活を送ることができるのか、学校運営が良い方向に行くのか、実際に学校に行って聞いてみないといけないと思います。ですので、学校に行く機会を今まで以上に増やして、私たちが見て、耳を傾けることが重要だと思います。ですので、正式には年 2 回しか行かない学校訪問を増やすとか、事務局も毎日のように学校に足を運んでおられましたけど、これからもそういう努力を続けられる、私たちも関心を持って寄り添っていくことが

大事ではないかなと思います。そのうえで、出てきた課題を一緒に考えていくべきことが大事だと思います。

教育長

日々、起きてくるであろう課題にはおっしゃるように、私たち教育委員会も足繁く学校の様子を見るというのは大切だと思いますし、事務局も特に足繁く学校に行って、小さいことでも耳を傾け、すぐに対応できることは対応すると。大きいこととしては新校舎や学童クラブ施設の話は、ここで町長に対して想いと言いますか、要望事項をまとめて、町長に届けていかなければならないと考えます。そのようなことが、もう一方では必要ではないかなと思います。

教育委員

事務局も本当に毎日のように学校に足を運んでいただいて、本当にありがたいと思えました。これからもよろしくお願いします。

教育長

他の皆さんはよろしいですか。もしかしたら、学校訪問の回数を増やしていくということになるかもしれませんね。その節はよろしくお願いします。

ということで、本日の定例会は以上とさせていただきます閉会とさせていただきます。次回の定例会の日程について事務局から提案をお願いします。

事務局

事務局としましては、4月22日月曜日、23日火曜日、25日木曜日のいずれかで開催したいと考えております。

教育長

提案で22日、23日、25日の3日間のうち、ご都合の悪い日をお知らせくださいということですが、いかがでしょうか。

教育委員

3日間とも大丈夫です。

教育長

私も特に予定はありません。大丈夫です。

教育委員

22日月曜日、23日火曜日どちらかにしていただくとありがたいです。

事務局

それでは、23日の火曜日、午後1時30分からということをお願いします。

教育長

そうしますと、次回は4月23日火曜日、時間は13時30分からということで、よろしくお願いします。

8 閉会

教育長

それでは、以上をもちまして平成31年第3回三朝町教育委員会定例会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

午後2時31分

平成31年第4回定例会を、平成31年4月23日（火）午後1時30分から開催いたします。